

# 令和7年度第2回静岡市障害者施策推進協議会

日時：令和8年1月20日（火）午後2時00分から  
場所：静岡市駿河区役所3階 大会議室

## 次 第

### 1 開会

### 2 議題

(1) 障がいのある人の社会参加の支援について 資料1-1、資料1-2

(2) 障がいのある人への差別の解消に向けた取組について 資料2-1、資料2-2

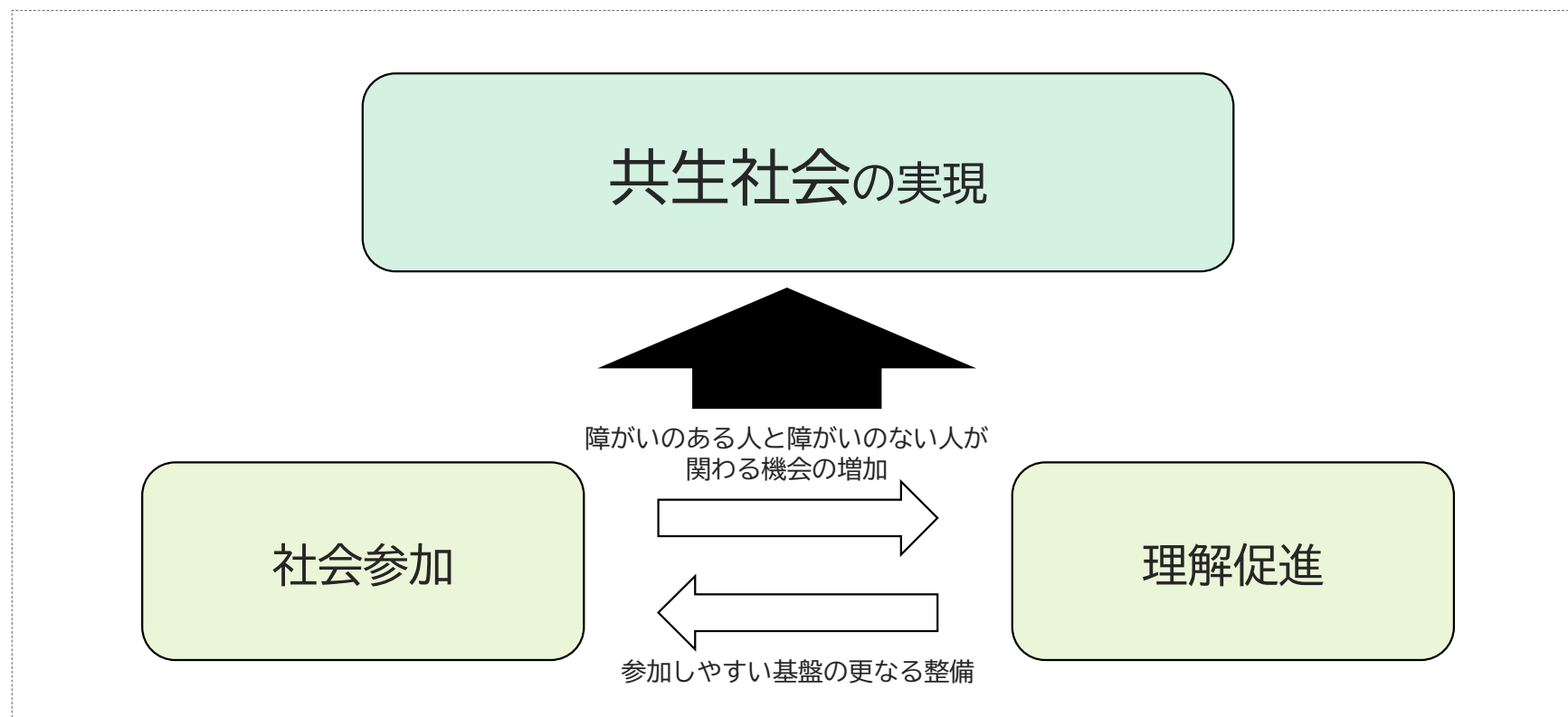
(3) その他

### 3 閉会

## 1. はじめに

障がい福祉に関する制度は時代とともに変化を続けており、現代においては「共生」という考えのもと、各種政策・施策が進められています。そして、本市においても、その考えに基づき障がい福祉施策を推進しています。

そのような状況の中、昨年から、静岡市の市政運営の最も基本となる計画である「第4次静岡市総合計画」の見直しを始めており、それを契機として、本市における各種政策の見直しを進めているところです。見直しの中では「共生のまち」の実現に向けた課題のひとつとして、これまで主に取り組んできているきめ細かなサービス提供体制の強化等に加え、福祉的な視点にとどまらず、広く余暇活動を通じて社会参加しやすい環境づくりを進める視点が新たに必要と整理しています。



## 2. 現状の整理

これまで、静岡市では、主に福祉サービス等の体制整備による支援体制の整備を進めてきました。

「共生のまち」実現に向けた指標として、市民アンケート調査により「地域における共生が進んでいると思う人の割合」を調べると、その数値は概ね15%程度で横ばいとなっています。また、障がいのない人用の調査では、障がいのある人との関わりがある人は共生が進んでいると感じる割合が高いという結果が得られました。

このことから、共生のまちを目指すうえで、障がいのある人と障がいのない人が関わる機会を増やすことが必要だと考えられます。

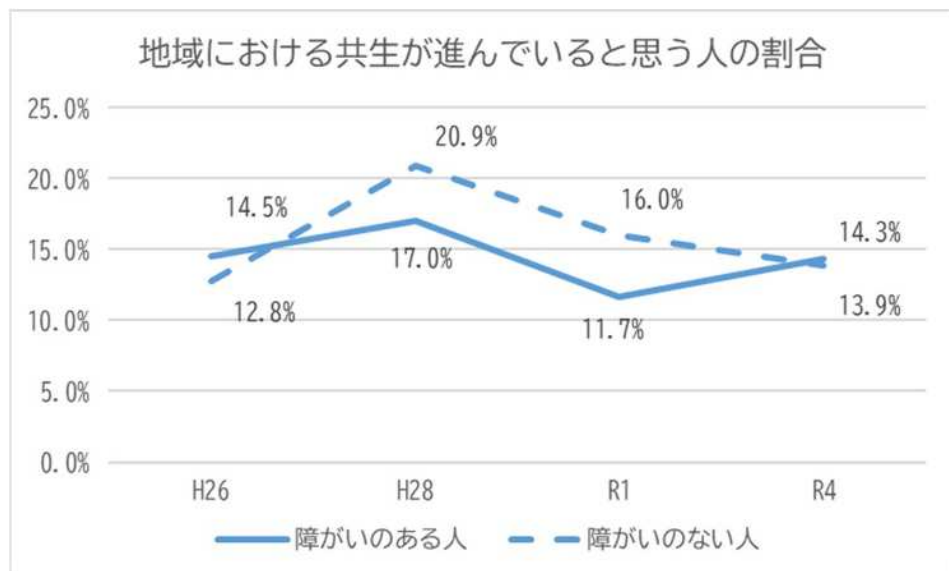


図1 地域における共生が進んでいると思う人の割合の経年変化

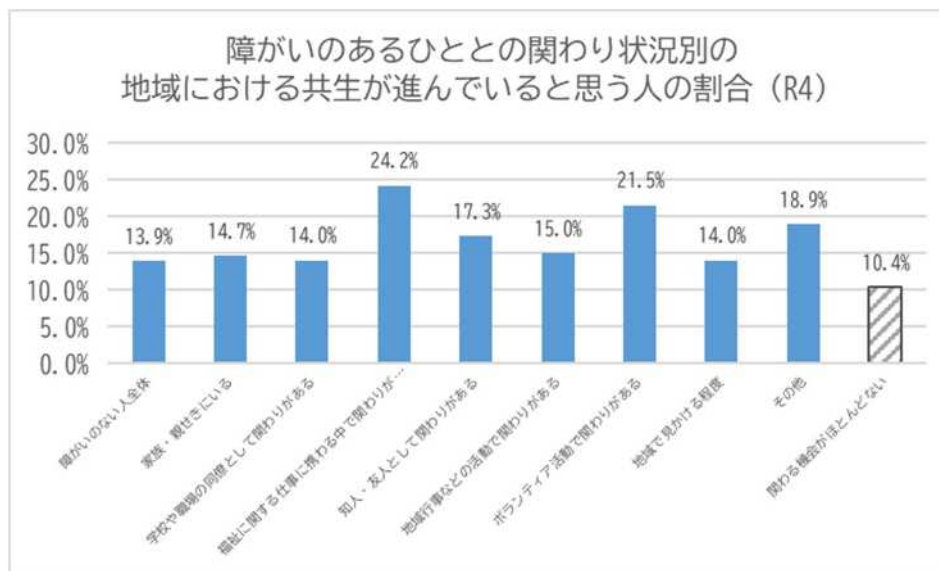


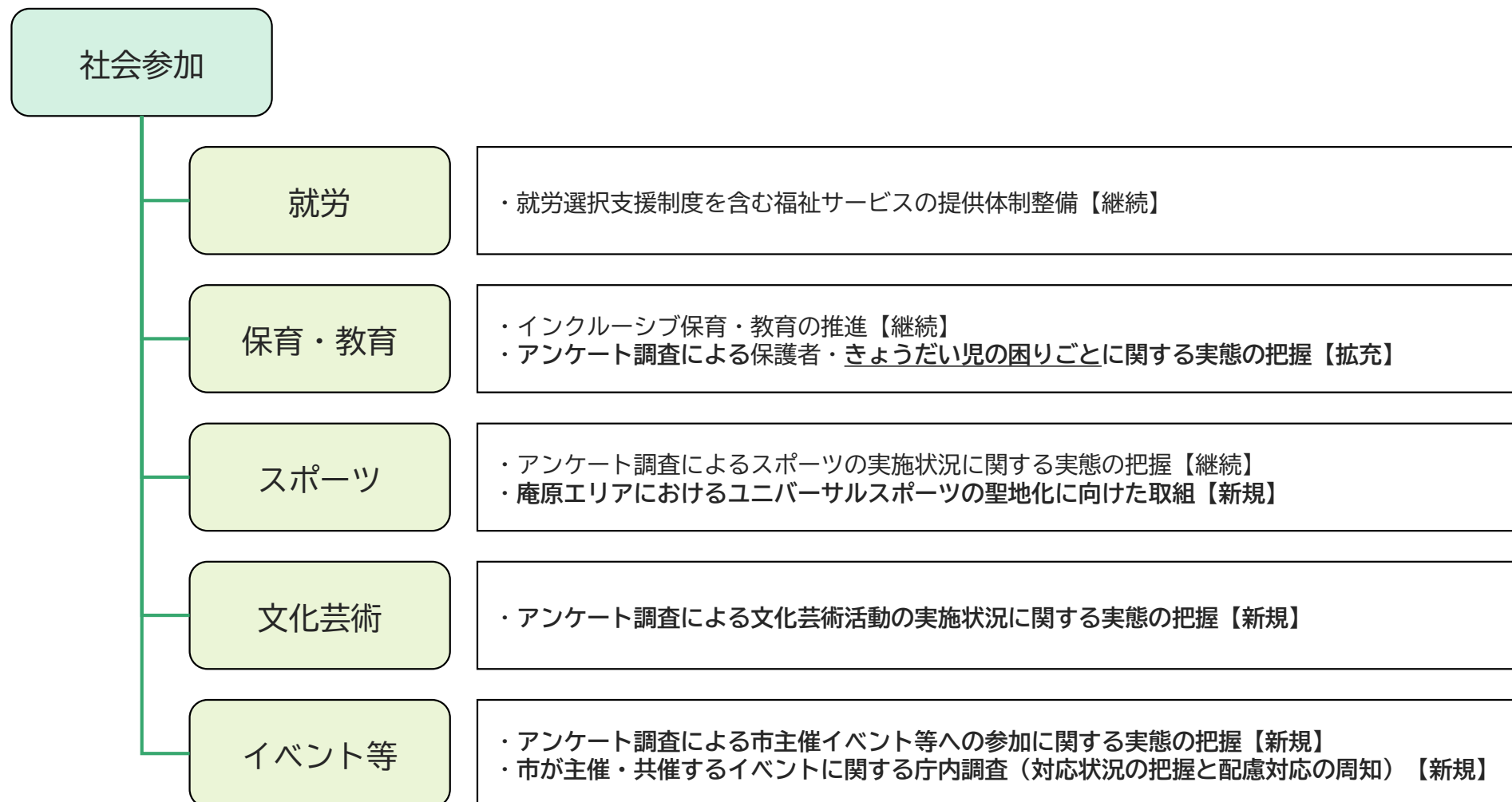
図2 地域における共生が進んでいると思う障がいのない人の割合 (令和4年度)  
※障がいのあるひととの関わり状況別

### 3. これからの方向性の検討

障がいのある人と障がいのない人が関わる機会を増やすためには、障がいのある人の社会参加を支えることが重要です。

主な社会参加の手段として以下のとおり分類したうえで、それぞれの状況の把握や、取組の推進をしていくことを予定しています。

それに先立ち、本日、委員の皆様から、障がいのある人の社会参加を支えるうえでどのような取組をしていくべきか、ご意見をいただきたいと考えています。



※これらの個別の取組に加え、バリアフリー化・UD化や情報アクセシビリティの向上を推進します。

※アンケート調査等により実態を把握した課題については、結果を分析したうえで、具体的な対応を検討・推進していきます。

# 第4次静岡市総合計画 見直しの内容（分野別の政策編）



静岡市 総合政策局 企画課

# 第4章 分野別の政策



## バックカスティング

次ページ以降に掲載している「分野別の政策」は、まず『①目指すべき未来像』を描き、その『②未来像を達成するための方針』を考え、『③現状と課題』を明らかにし、『④解決策』として何を行うかという、バックカスティング型の考え方で策定しています。

(記載例)

### 目指すべき未来像

地域の「稼ぐ力」が高く、魅力ある雇用があり、所得が高く、やりたい仕事でいきいきと働くことができるまち

### ①目指すべき未来像

### ②未来像を達成するための方針

政策 01

(企業誘致・留置)企業誘致・留置が促進され、地域の経済的活力が高まり、新たな働く場を得ることができるまちを実現します

### 現状と課題

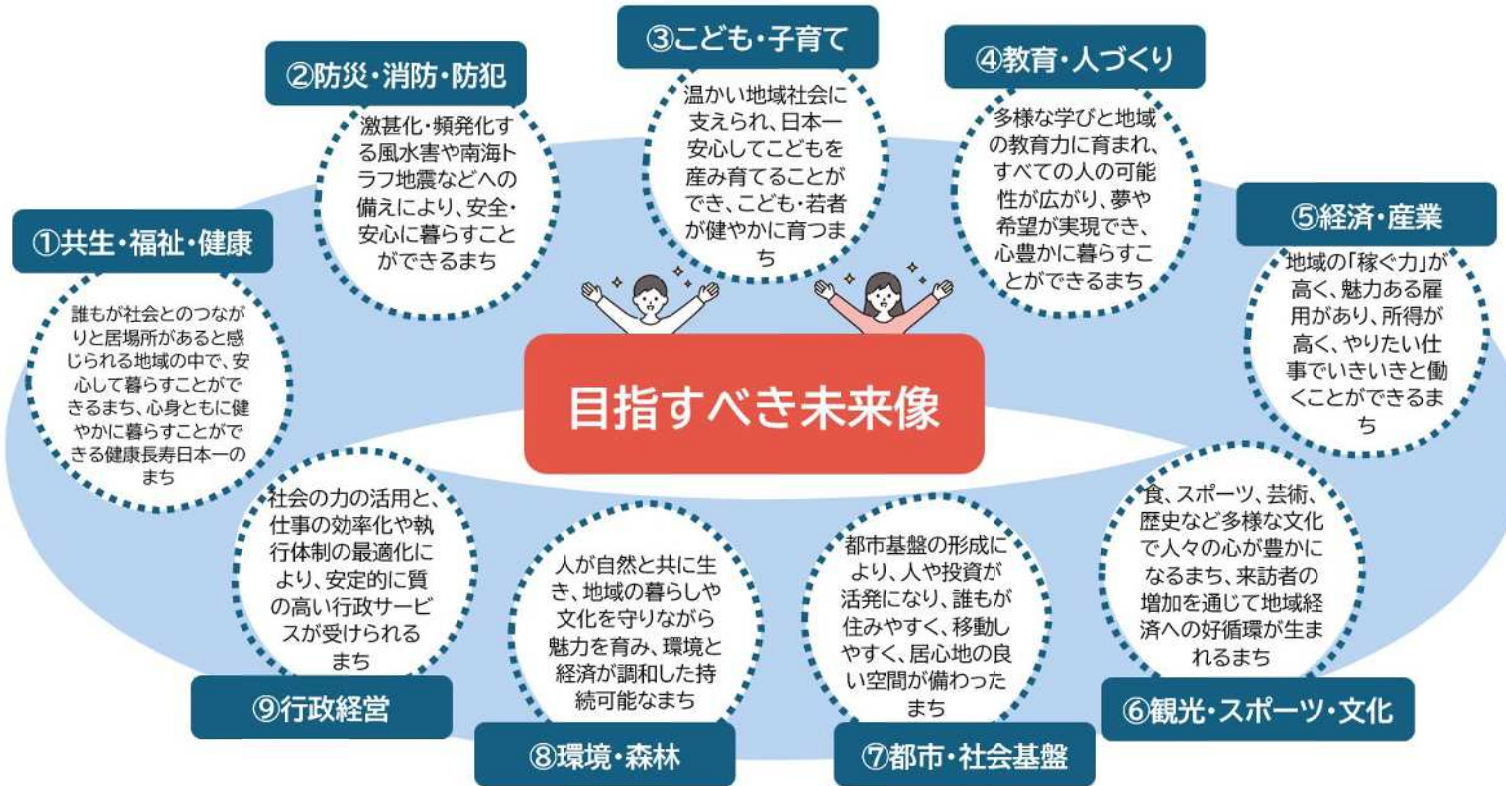
企業用地として活用可能な未利用・低利用地が多く存在していたにもかかわらず、行政が企業用地の供給に積極的に関与してこなかったため、新規企業の立地や既存工場等の刷新・拡張が進んでいない。

### ③現状と課題

### 解決策

土地利用に関する規制の緩和や運用の見直しに取り組むとともに、耕作放棄地などの未利用・低利用地を集約し企業用地に転換していくことにより、新規企業の立地や既存工場の移転・拡張の受け皿となる土地を確保します。

### ④解決策



政策  
03

## (地域福祉)福祉の支援を充実させ、困りごとを抱える人が安心して生活を送ることができるまちを実現します

 現状と課題

高齢・障がいなど福祉の各分野で支援を進めてきたが、分野を横断する支援体制を整備し、複雑化・複合化した困りごとを抱える人への支援を強化する必要がある。

人口減少と高齢化が進む中、従来の高齢者福祉サービスや施設運営では、多様化するニーズに十分対応できていない。さらに、人生の最終段階に備える「もしも」のときに関する疑問や不安に寄り添う仕組みも不十分。

障がいのある方とその家族の暮らし方や働き方が多様化しており、生活上の困りごとにも複雑化している。また、生活を保障することに加え、充実感や生きがいを実感できるよう、一人ひとりの希望に合わせたきめ細やかな支援が求められている。

 解決策

相談支援機能の強化や生きづらさを抱える人の居場所づくりなどの取組により、複雑化・複合化した困りごとを抱える人が安心して生活できる支援体制を整えます。

老人福祉センターの在り方を見直し、多世代利用を促進するなど、各種施設の運営やサービス提供をより効果的に行っていきます。また、一人ひとりのニーズに寄り添った終活支援を行うことにより、高齢者の暮らしの安心につなげます。

暮らし方や働き方の変化に対応した支援体制の整備や、社会参加しやすい環境づくりにより、障がいのある方やその家族が希望どおりの暮らしを送れるようにします。

目指すべき未来像

温かい地域社会に支えられ、日本一安心してこどもを産み育てることができ、こども・若者が健やかに育つまち

政策

01

(子育て)子育てする誰もが、安心して子育てでき、こどもが健やかに成長できるまちを実現します

現状と課題

家事や育児にかかる時間が長く、仕事に充てる時間が短いため、希望する労働時間や職種で働くことができない。

物価高騰により、子育てにかかる経済的負担が増大し、将来に対する不安や子育てを継続する上での心理的な負担が大きくなっている。

解決策

子育て支援ヘルパーの派遣などにより子育て当事者の家事や育児にかかる負担を軽減するとともに、病気のこどもを預けられるなど、多様な保育ニーズに対応した受け入れ先を確保することで、仕事と子育てが両立できる環境を整備します。

子ども医療費助成など、子どもにかかる費用への経済的支援を充実させるとともに、こども園などで質の高い教育や保育を提供するなど、社会的支援を強化し、静岡市で子育てしたくなる環境を整備します。

政策

02

(子育て)すべてのこども・若者が家庭環境や障がいの有無などに捉われず、成長できるまちを実現します

現状と課題

貧困家庭やヤングケアラー、家庭で暮らすことができない事情を抱えるこどもが増加し、こどもを取り巻く家庭環境や社会環境が多様化・複雑化している。

発達障がいなど特別な支援を必要とするこどもが増える中、幼少期に適切な支援が行き届かず、こどもたちが自分の強みや可能性を十分に伸ばしきれていない。

解決策

学習支援の実施による多様な学び、遊びの機会の提供や、配食支援による潜在的なヤングケアラーの発見など、必要に応じた支援や居場所づくりを行うことで、すべてのこどもが、家庭環境に左右されず、健やかに育つことができるよう支援します。

5歳児健診の実施など、特別な支援を必要とするこどもを早期に発見できる体制を強化し、その子にあった最適な保育や教育を幼少期から提供し続けていくことにより、障がいや発達の違いにとらわれず、健やかに成長できる環境をつくりまします。

目指すべき未来像

多様な学びと地域の教育力に育まれ、すべての人の可能性が広がり、夢や希望が実現でき、心豊かに暮らすことができるまち

政策  
01

(学びの充実)子どもたちが、それぞれに最も適した学びに向かい、多様な仲間と関わりながら探究を深めることができるまちを実現します

🔍 現状と課題

従来の教師主導の授業から、データを活用し、子どもが主体的に学ぶ学習への転換が求められている。

🔑 解決策

タブレットや学習アプリなどのICTを活用し、客観的なデータに基づいて一人ひとりに合った学習内容やサポートを提供することで、個を大切に、子どもが自分のペースで主体的に学べる環境を整えます。

こどもの個性や特性、家庭状況などが多様化している中、それぞれに応じた適切な支援が求められている。

個別に支援が必要な子どもに対して、生活面の補助や学習支援を行う特別支援教育支援員を配置することなど、一人ひとりに合った適切な支援を提供することにより、子どもが安心して楽しく登校できる環境を整備します。

不登校など教室以外で過ごす子どもが、安心して学びを継続し充実させられる環境が整っていない。

校内サポートルームへの教育相談員の配置やスクールカウンセラーの活用により、子どもが安心して過ごし、学び続けられる環境を整えます。

政策

02

(スポーツ)スポーツを通じて、市民の健康を増進するとともに地域経済を活性化するまちを実現します

現状と課題

働く世代のスポーツ実施率が低い。また、スポーツ教室やイベントの情報は実施団体ごとに発信しており分かりづらい。

プロスポーツチームの持つ求心力や発信力を、地域課題の解決やスポーツビジネスをはじめとする地域経済の発展に十分活かしていない。

ユニバーサルスポーツに関する相談窓口がなく、指導員の数やバリアフリー化されたスポーツ施設も不足しているため、ユニバーサルスポーツに取り組む人や新たに始めようとする人を支援する体制が十分に整っていない。

解決策

ホームタウンチームや企業と連携したスポーツ教室等の実施や、スポーツに関する情報を一元化して分かりやすく発信することで、全市民がスポーツに親しめる環境を整備します。

地域課題の解決に取り組む地元企業と、求心力や発信力を持つプロスポーツチームのビジネスマッチングを促進し、地域課題の解決と地域経済の活性化につなげます。

ユニバーサルスポーツに関する相談窓口の設置、指導員の育成・派遣、スポーツ施設のバリアフリー化などの取組みを進め、誰もが安心してユニバーサルスポーツに取り組める環境を整えます。これらの取組みを清水庵原地区から始め、市内全体へと広がっていきます。

※ユニバーサルスポーツとは、既存のスポーツを工夫したり、新しいルールや用具を取り入れることで、参加のハードルを下げ、年齢・性別・障がいの有無・運動能力に関係なく、誰もが一緒に楽しめるスポーツのこのことを指します。

政策

03

(文化活動)多彩な文化に触れ、体験し、文化を身近に感じて関わるができるまちを実現します

現状と課題

文化活動に触れる機会が少ない、自ら文化活動することに心理的・物理的・経済的ハードルを感じる人が多い。また、活動に触れる機会が少ない、同じ文化活動をする人同士がつながり共に活動したいというニーズを十分に満たせていない。また、文化活動の拠点となる文化施設の修繕やユニバーサルデザイン化、予約のしやすさなどへの対応が十分に行われていない。

解決策

学校やまちなかなど身近な場所で文化を体験できる機会を創出し、気軽に質の高い文化を楽しめる環境を整えます。さらに、地域や人とのつながりの中で自ら活動できる機会を充実させるとともに、文化施設のユニバーサルデザイン化や貸館システムの改修を進め、誰もが利用しやすい施設環境を実現します。

## 障がいのある人への差別の解消に向けた取組について

今回の障害者施策推進協議会においては、「障害者差別解消支援地域協議会の設置・運営に関するガイドライン」により示されている障害者差別解消支援地域協議会の所掌事務である「障害者差別の解消に資する取組の共有・分析」として、令和6年度の取り組み状況等を報告します。

### (障害者差別解消支援地域協議会の所掌事務)

- ・複数の機関等によって紛争の防止や解決を図る事案の共有
- ・関係機関が対応した相談に係る事例の共有
- ・障害者差別に関する相談体制の整備
- ・障害者差別の解消に資する取組の共有・分析
- ・構成機関等における斡旋・調整等の様々な取組による紛争解決の後押し
- ・障害者差別の解消に資する取組の周知・発信や障害特性の理解のための研修・啓発
- ・個別の相談事案に対する対応

### 【障害者差別の解消に資する取組の共有・分析】

#### 1 障がいを理由とする差別の解消についての啓発活動

- (1) 障害者週間における啓発活動
  - ・葵区、駿河区、清水区において街頭啓発(12月)
- (2) イベントへのブース出展による啓発活動
  - ・SDGsコレクションへのブース出展(1月)
- (3) 市民向けの周知・啓発活動
  - ・市政出前講座 申込団体4グループ 163人参加

#### 2 行政機関の差別的取扱い禁止と合理的配慮の提供義務

- (1) 職員向けの周知・啓発

職員が仕事を進めるうえでの手引きとして、  
「静岡市における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領」及び  
「静岡市職員のための障がいのある人への配慮マニュアル」を業務掲示板に常設

【関係機関が対応した相談に係る事例の共有】

### 3 障がいのある人やその家族等からの相談への的確な対応と紛争の防止又は解決を

#### 図るための体制の整備

##### (1) 相談体制の整備

相談窓口：障害福祉企画課、精神保健福祉課、静岡市障害者協会

##### (2) 障がいのある人やその家族からの相談受付

・相談件数

年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
相談件数	4件	10件	34件	24件	21件
指導・勧告等	0件	0件	0件	0件	0件

※指導・勧告等は、事業者等が法に反した取り扱いを繰り返し、自主的な改善を期待することが困難な場合などに行います。令和2年度～令和6年度の相談内容については、事業者等への連絡や説明等により対応改善等が図られているため、0件となっています。

#### 令和6年度内訳

区分	不当な差別的 取り扱い	合理的配慮の 不提供	その他	計
地方公共団体による	2	6	0	8
民間企業による	3	8	0	11
その他	0	1	1	2
計	5	15	1	21

前年度比：全体相談件数 12%減

#### 参考：令和5年度内訳

区分	不当な差別的 取り扱い	合理的配慮の 不提供	その他	計
地方公共団体による	3	0	2	5
民間企業による	11	4	1	16
その他	1	1	1	3
計	15	5	4	24

【相談内容・対応事例】

○ 相談者：本人（身体障がい者） 相談分野：民間企業（バス送迎利用）

相談の概要	対応	その後の状況・結果 (具体的に)
<p>(県外の車いす利用者からの相談)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・相談者はスポーツ観戦のため静岡市へ訪れた。</li> <li>・所在地が静岡市にあるスポーツ団体が運営するシャトルバスに乗った時に、「合理的配慮の提供」がなかったことについての相談。</li> <li>・シャトルバスに乗る際、車いすをバスの荷物スペースに入れ、相談者は、バスのステップを這って席まで移動した。</li> <li>・車いすのまま移動できる低床バスの導入や地元バス企業への委託等、合理的配慮の提供をしてほしい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市民の声に、障害者差別解消法の相談として受けた。</li> <li>・相談者へ電話連絡し、内容の確認を行った。</li> <li>・相談者は、静岡市が間に入り調整することを希望するため、相談者の個人情報を含め相談内容について、関係機関と話し合った。</li> <li>・相談者の居住地へ情報提供(本来は居住地の相談窓口が対応するため)</li> <li>・居住地相談窓口と話し合い、事業者の所在地が静岡市であるため、状況の想定がし易い静岡市で対応することにした。</li> <li>・事業者へ連絡、その時の対応方法等について状況確認を行った。</li> <li>・相談者がシャトルバスに乗るときに這って席まで移動した、ことについては、運転手が席まで介助した経緯を確認した。</li> <li>・事業者の「障害者差別解消法の合理的配慮の提供が義務化された」ことについては、認識がなかったため、内容を説明した。今後、事業者として意識を高めたいとのこと。</li> <li>・ただ、相談者が望む低床バスの導入や、他業者への委託は難しい。(過重な負担)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・相談者は、今後も静岡市にあるスポーツ団体を応援したい気持ちがあり、バスへの乗車も考えている。</li> <li>・市から事業者へ ① 「バスの仕様変更となると事業者の負担も大きいため、すぐに対応できなくても合理的配慮の不提供にはならない。そのことを相談者に説明した方がいい。」</li> <li>・市から事業者へ ② 「バスの運転手の介助があっても、相談者が受けた思いが今回の相談となっていることを理解してほしい。」</li> <li>・市から事業者へ ③ 相談者と事業者の建設的対話として、「相談者にどんな方法で介助を受けられたら、バスの座席までの移動が少しでも楽になるのか、本人の希望を聞いて検討してほしい。」事業者として対応可能であれば解決できるのではないかと伝えた。</li> <li>・事業者と相談者の対話により事案は終結した。</li> </ul>

## 障害者差別解消支援地域協議会 事例検討

障害者差別解消相談窓口担当者が、障がいのあるこどもを育てている両親から、「障害者差別ではないか」という話を聞いた。

担当者が聞き取った次の記録を踏まえて、今後の対応について検討してください。

## 【相談内容】

- クラシック音楽が好きな自閉スペクトラム症のこどもがいる。
- 知的障害としては軽度で、言語でのコミュニケーション可能だが、感情のコントロールは苦手な喜怒哀楽に大きなお声が伴いがち。
- クラシックコンサートも、自閉スペクトラム症の行動特性はありつつも基本的に静かに聴くことができるものの、クラリネットが特に好きで、ソロパート等があると喜んで大声をだしてしまう。
- 市外の都道府県立ホールで本人が以前に気に入った楽団が公演をするということで、両親がチケットを購入するために現地へ出向いた。
- 当該ホールはやや古い建物で、観客席のバリアフリー化は対応しているものの、防音が施されたファミリールームのような部屋はなく、防音されているのは調音室、調光室のようなスタッフが使用する部屋のみであった。
- 両親が公演当日の演目を確認したところ、クラリネットのソロが含まれる作品であることが判明したため、受付でこどもの状態を話して合理的配慮の提供を求めたが、逆に、本人の状態を理由に（自閉スペクトラム症の特性＝発達障害であることを理由に）チケットの販売を断られた。

## 【検討に当たっての視点】

- ① 当該案件は、不当な差別的取扱いに当たると思いませんか。判断理由を添えてください。
- ② 当該案件の対応を進めるために、誰に対して、どのような情報を追加で収集しますか。「誰（どこ）」と「どのような」を明確にしてください。
- ③ 当該案件において合理的配慮が少しでも提供できるようにするためには、どのように建設的対話を促すことが考えられますか。アイデアレベルでも良いので具体例を挙げてください。
- ④ 当該案件に対してどのような働きかけをしたらいいと思いませんか。